

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第1回） 議事録

日 時：平成 29 年 9 月 4 日（月） 10：00～12：00

場 所：全国町村会館 2階ホール

午前 10 時 00 分 開会

○事務局（三菱総合研究所）

それでは定刻となりましたので、ただいまより有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会、第1回の検討会を開催いたします。本日はお足元の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私、司会進行を務めます株式会社三菱総合研究所の鶴飼と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず議事に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。クリップ留めしております資料でございます。1枚目に議事次第と配布資料のリスト。以下、資料1から資料5ということで、おつけをしております。また、参考資料1、2と2つつけております。資料の不足、乱丁がございましたら、お知らせをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして開会に当たりまして環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、成田課長よりご挨拶をお願いいたします。

○廃棄物規制課 課長（成田課長）

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました環境省の廃棄物規制課長の成田でございます。有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本日は皆様大変お忙しい中、また、お足元の悪い中、本検討会にご参加くださいまして、誠にありがとうございます。使用済の電気電子機器等につきましては不適正な取り扱いを受けやすく、雑多な物と混ぜられた、いわゆる雑品スクラップなどの形で環境保全措置が十分に講じられないまま破碎や保管がされることにより、火災の発生、有害物質の漏出等の生活環境保全上の支障が生じる事例が多数ございます。このため、適正な管理が求められているところでございまして、まさにこの通常国会で廃棄物処理法の改正がなされたところでございます。

この廃棄物処理法の改正でございますけれども、6月16日に公布されまして、その雑品スクラップに関する規制の中身でございますが、まず使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守、こういった義務付け

がなされたところがございます。また、違反があった場合等における改善命令の対象とするといった、こういった措置がなされたところがございます。

本検討会は、こういった使用済電子機器等の保管状況、有害性等の実態を詳細に把握して、その実態に応じた適正な保管等のあり方について検討を行うことを目的としております。こういった非常に重要な内容を審議する検討会だと承知しております。ぜひ、ご参加の皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（三菱総合研究所）

成田課長、ありがとうございました。なお、報道の方のカメラ撮影はここまででお願いできればと思います。

それでは、次に本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元、資料1が委員名簿になっております。こちらに従いまして、役職、お名前を読み上げさせていただきますと思います。

国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター副センター長、寺園淳委員でございます。

○寺園委員

よろしく申し上げます。

○事務局（三菱総合研究所）

国立環境研究所資源環境・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室主任研究員、小口正弘委員でございます。

○小口委員

小口でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（三菱総合研究所）

日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員、小島道一委員でございます。

○小島委員

小島でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（三菱総合研究所）

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室副理事、小林啓委員でございますけれども、本日は代理で水間様にご出席をいただいております。

○水間代理（小林委員代理）

よろしく申し上げます。

○事務局（三菱総合研究所）

神戸大学大学院法学研究科教授、島村健委員でございます。

○島村委員

島村でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

鳥取県 生活環境部循環型社会推進課課長補佐、中西徹委員でございます。

○中西委員

中西です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

続いてオブザーバーのご紹介でございます。公益社団法人全国産業廃棄物連合会、森谷専務理事でございます。

○森谷専務理事

森谷です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

一般社団法人日本鉄リサイクル工業会、乗田専務理事でございます。

○乗田専務理事

乗田です。よろしく願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

非鉄金属リサイクル全国連合会 リサイクル環境推進部会、福田代表でございます。

○福田代表

福田でございます。よろしく願いします。

○事務局（三菱総合研究所）

ありがとうございます。また、関係省庁といたしまして、経済産業省、国土交通省、消防庁にご出席をいただいております。

最後に事務局でございますけれども、今ご挨拶がございました環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課及び私ども株式会社三菱総合研究所にて運営してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります前に本検討会の座長でございますけれども、国立環境研究所、寺園委員に座長をお願いしたいと存じます。では寺園座長、よろしく願いいたします。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは、これ以降の進行は私のほうで務めさせていただきます。まず議事に入りたいと思いますが、議事の1番目、検討会の開催要綱について、資料2に基づき事務局からご説明をお願いいたします。

○廃棄物規制課 課長補佐（上野補佐）

事務局の環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、上野のほうから読み上げさせていただきます。使います資料は資料2、有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会の開催要綱です。

まず1の目的でございますが、内部に有害物質が含まれ、本来の用途で使用を終了した電気電子機器等（以下「使用済電気電子機器等」という。）は、不適正な取り扱いを受けやすく、雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（いわゆる「雑品スクラップ」）などの形で、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じる事例があることから、適正な管理が求められている。

平成29年6月16日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律では、これら機器の保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとされたところである。

このようなことから、本検討会では、使用済電気電子機器等の保管状況、有害性等の実態を詳細に把握し、その実態に応じた適切な保管等のあり方について検討を行うことを目的とする。

次に2、名称でございますが、本会は、「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」と称することとします。

3番目ですが、検討事項です。本会では、以下に掲げる検討を実施する。（1）有害物質を含む使用済電気電子機器等の保管等に関する実態の把握。（2）有害使用済機器の範囲の検討。（3）有害使用済機器の適切な保管等のあり方の検討。（4）有害使用済機器の保管等に関する届出制度のあり方の検討。（5）その他上記に必要な事項。

4番目、組織等でございますが、（1）本検討会は、委員6名程度で構成する。（2）本検討会に座長を置く。（3）座長は、本検討会を総理する。（4）技術的な検討を行うために、座長の指示に基づきオブザーバーを招聘可能とする。（5）委員は、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課の同意を得て株式会社三菱総合研究所が委嘱する。（6）委員の

委嘱期間は、株式会社三菱総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

5ですが、開催時期・回数でございます。平成29年9月から平成30年1月31日までに3回程度の開催といたします。

6、議事要旨の作成等。毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認の上、関係者間で共有することといたします。議事要旨の取り扱いは資料と同様とする。

7、庶務。本検討会の庶務は、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課の同意を得て、株式会社三菱総合研究所において処理いたします。

8番目、委員です。すみません、すでに紹介しておりますので所属は省略させていただきますが、座長に寺園先生、それから小口先生、小島先生、小林先生、島村先生、中西先生の6名で委員を構成いたしております。その他、関係団体からオブザーバーとしてご参加いただいております。

9番目の検討スケジュールでございますが、まず1回目は本日9月4日。検討内容でございますが、本検討会における検討内容とスケジュールについてのご説明。2つ目が有害使用済機器の保管等に関する調査の実施についてでございます。3つ目が本検討会における検討事項と論点について。その中の有害使用済機器の指定の考え方と基準の考え方について、1回目で検討していただくことになってございます。

続きまして2回目ですが、10月の中旬としてございまして、その検討内容といたしましては、1つ目、有害使用済機器の保管等に関する調査結果について。2つ目といたしまして、本検討会における検討事項と論点について、引き続き有害使用済機器の指定の考え方、基準の考え方、有害使用済機器の保管等に関する届出制度の考え方について検討していただくという予定にしております。

3回目は11月の中旬に予定しております、こちらのほうはガイドラインについて検討していただくという予定にしております。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見、ご質問等あればお願いしたいのですが、最初、私からでよろしいでしょうか。既に本日の第1回検討会、公開で実施されていますが、会議の開催及び6番目にありました議事要旨の取り扱いについて、これを公開とするか否かという点について、この要綱では書かれていないのですが、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○上野補佐

公開会議ですので、公開します。

○寺園座長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問がある方。

○水間代理

2点ありまして、この有害使用済機器の範囲の検討とも関係するのですが、法律の適用除外の者については本検討会の対象外として考えるのか、それとも（4）の届出制度のあり方について考えるのかということと、あと、今、全部公開ということなのですけれども、今後、アンケート結果とかを扱う場合についても公開でやるという理解でよろしいでしょうか。

○上野補佐

まず1点目の適用除外の者については、お見込みのとおり、届出制度の考え方のところで読んでいと理解していただければと思いますので、2回目の検討会でご議論いただきたいと考えてございます。アンケート結果につきましても、集計を取りまとめて公開でお見せすることになりますので、個別の情報や名前等は控えさせていただくこともあろうかと思いますが、基本的に公開ということで考えてございます。

○寺園座長

その他、よろしいでしょうか。なければ次に進みたいと思います。議事の2番目、これまでの検討経緯についてということで、資料3に基づき事務局からご説明をお願いいたします。

○上野補佐

引き続きまして、これまでの検討経緯ということで、資料3でございます。こちらのほうは委員の皆様、ご存じかと思しますので、復習の意味で簡単におさらいという形でご説明させていただければと思います。

ページをめくっていただいて1ページの資料でございますが、こちらのほう、現行の国内法の基本的な枠組みと課題ということでつけさせていただいております、下の図をごらんになっていただければと思います。青が廃棄物処理法で、赤がバーゼル法を示しており、それぞれ、廃棄物処理法では廃棄物を取り扱う、バーゼル法の場合は有害物質等の輸出に関する規制でございます、両方の規制がかからない、そういう部分があります。青い四角と赤い四角で囲っていないところ、この規制がかかっていないところがあることで、

例えば保管等がぞんざいに扱われることから、火災、有害物質等の問題が生じているとか、輸出の場合にはシップバックされてくる。こういった課題があるため、これの課題をどうにかしていかなければいけないということで検討してきた経緯がございます。

ページをめくっていただいて2ページ目でございます。こちらも全部申し上げると時間がないので中間は省略しますが、平成27年9月から検討を始めて、さまざまな検討をこれまでできており、ことしの6月に成立して、6月16日に改正法が公布されてございます。これは廃棄物処理法もバーゼル法も両方とも時期が同じになってございます。

次のページに行きます。3ページ目でございますが、今回検討していただく廃棄物処理法の改正内容でございます。まず廃棄物処理法上の課題といたしましては、この有害使用済機器を含む雑品スクラップ、この保管・処分が、環境保全措置が十分講じられないまま行われていることによって、生活環境上の支障が発生していること。それから、この対象物が有価な資源として取引される場合が多いことから、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例がある。こういう課題がございましたので、法律改正の事項といたしましては、まず有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に届出の義務付けをいたしました。それから、政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付けたところでございます。その他、立入検査、改善命令等の対象に追加したところでございます。

次に4ページ目ですが、バーゼル法も同様に改正を行っておりまして、こちらのほうは別の検討会で検討していただくこととしておりますが、こちらのバーゼル法の課題といたしましては、雑品スクラップがバーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘があることと、バーゼル法の対象物の法的な位置づけがあいまいであるという課題がございましたので、規制対象物を法的に明確化したという改正をしてございます。

簡単でございますが、経緯については以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見、ご質問があればお願いいたします。今ご説明がありました点で、特に有害使用済機器については廃棄物処理法の関連ということで、昨年度に中環審の専門委員会で重点的に議論されたところで、私はそちらのほうは参加はしていなかったのですが、関連のバーゼル法のほうでの合同会議で議論をさせていただいておりました。委員の皆様、かかわり方はお一人ずつ、少しずつ違うかもしれませんが、大方ご理解いただいていると思うのですが、ご不明な点がありましたら、お尋ねいただければと思います。

よろしいでしょうか。経緯については簡単にご説明いただいたということで、この後に時間がかかる可能性がありますので、次に移らせていただきたいと思います。議事の3番目ということで、有害使用済機器の保管等に関する調査の実施について、資料4に基づき事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

それではお手元、資料4をごらんいただければと思います。有害使用済機器の保管等に関する調査の実施についてということで、大きく3つの調査を実施いたします。その概要の説明ということでございます。

おめくりいただきまして1枚目のスライドでございます。1つ目の調査、バーゼル法の輸出入規制事前相談資料の調査ということでございます。上の枠の中に書いておりますけれども、国内における雑品スクラップの取引、選別、保管、分析、そういったところの実態を把握するためということで、バーゼル法に基づく事前相談のデータを調査いたしまして、輸出品の排出元ですとか、分類、品目名、量、そういったものの分析結果の取りまとめ、並びに、後ほどご説明いたしますけれども、現地調査の対象選定の参考ということで実施をするものということでございます。

下に調査対象ということで書いております。バーゼル法の輸出入規制の事前相談データということで、平成28年度分のデータについての調査というのを進めているところでございます。「廃棄物等輸出入管理システム」に入力されているデータをベースにいたしまして、必要に応じて個別の事前相談書の記載事項も参照しながらということで分析を進めております。

また、最新のデータとしまして、平成29年4月から7月分、こちらについても追加分析ということで、必要に応じて検討してまいるということでございます。

具体的に、ではどういったデータが収録されているのかといったところを簡単に箇条書きでお示ししております。「廃棄物等輸出入管理システム」のほうに入力されているデータといたしましては、輸出入予定者、申告予定エリア、予定の時期、相手国、輸出入相手の事業者、貨物区分、貨物内訳、貨物量、発生元、そういったデータが収録されているということでございます。

また、個別の事前相談書の記載事項といたしましては、上記に加えまして、貨物の荷姿ということ。それから、国内の収集経路、輸出入後の処理作業の方法、場所、インボイス、仕入伝票、有害物質の分析結果、そういったものがあるということでございます。

続きまして2枚目のスライドでございます。まずは今のデータ、平成28年度のデータを幾つか数量的なところを分析してみているというところでございます。まずトータルのデータの件数としては4万9,119件ということでございます。下に表がございますけれども、貨物量の規模区分、貨物の種類別の区分といったところでクロスした表といったものを載せております。上側の規模区分で見ていただきますと、1,000トン以上といったところが3,280件程度あるということでございます。

また、下の表でございますけれども、貨物の種類別というところになりますと、その1,000トン以上のもののうち、3,260件がメタルスクラップに該当しているということでございます。今回、雑品スクラップの検討というところでございますので、この3,260件のデータについて、もう少し深く調査をしていくという方針で進めてまいっているところでございます。

3ページ目をおめぐりいただければと思います。今のメタルスクラップ、かつ貨物量の1,000トン以上といったところにつきまして、さらにクロスの分析といったものを行っているところでございます。左側が輸出入の相手国別ということでございます。相手国と、それぞれ3,260件の内訳、さらに貨物の内訳のところメタルスクラップの具体品目が書かれているわけでございますけれども、鉄スクラップの規格品とそれ以外といった形で分けて、それぞれ国別にどういった件数になっているのかといったところを集計した表ということでございます。

相談件数については、見ていただきますと、中国がその大半を占めているというところでございます。また、貨物量についても同様の傾向ということが見えてまいるところでございます。

さらに、その他に区分されているものにつきまして、3番のところにありますけれども、輸出予定者としてどのくらいの業者数が関与しているのかといったところを確認しております。1,423件の輸出の相談があった。そのうち輸出予定者でカウントすると150社程度というところが確認されております。

また4番目、貨物内訳の記載事項別ということで、貨物内訳、具体の品目が書かれておりますけれども、どういった品目がたくさん出てくるのかといったところをカウントしたものであるということでございます。こちら1,423件についての分析結果ということになります。中ほどの表になりますけれども、モーター、配電盤、ラジエーター、そういったものが多く品目としては記載されているということでございます。こちら、複数の記載がござ

いますので、重複されて回答されているということでごらんいただければと思います。

後ほどご説明しますが、現地調査に当たっては、これら取り扱っている業者のヤードといったものを含めてはどうかといったところが今検討していることということでございます。

最後に具体の貨物内訳の記載例ということで、例えばこういった記載がなされているということでございます。ミックスメタル（銅付雑品、電線、ラジエーター、モーター、配電盤）ですとか、雑品（モーター、ラジエーター、配電盤、被覆電線、鉄、アルミ、銅、ステン、鉄鋼屑）と。こういった形で記載がされている例があるというご紹介でございます。

続きまして4枚目のスライドでございます。2つ目の調査になります。保管ヤード実態に関する都道府県及び政令市へのアンケート調査でございます。こちらは雑品スクラップの保管ヤードにおいて生じた火災等の環境影響、その原因について把握するためということで、都道府県及び保健所政令市を対象にしまして、把握している雑品スクラップの保管ヤードと、その生じた環境影響について情報収集・整理し、結果の取りまとめを行うということで、アンケート調査を実施しているというところでございます。現在、回収・集計中ということで、次回の検討会にて結果のご報告をさせていただく予定でございます。

調査方法のところに、こういった内容について調査をしているといったところの概略を記載しております。基本情報といたしまして、把握している保管ヤードの実態、保有する許可・免許、また、品目の現状ということで取り扱いの品目についても調査をしております。

雑品スクラップの保管・処分の状況ということで、保管状況、囲いの設置ですとか、飛散・流出防止の措置がなされているか。あるいは、保管だけでなく処理・処分がなされているかといったところも調査をしております。

また、環境影響事案の状況調査ということで、火災、有害物質の飛散、悪臭、そういった事案の有無、それから、その原因物質、原因機器についての調査ということで行っているところでございます。

おめくりいただきまして5枚目でございます。3つ目の調査になります。保管ヤード実態に関する現地調査ということでございます。雑品スクラップの保管ヤードを複数選定いたしまして、当該ヤードにおける有害使用済機器及び雑品スクラップに含まれる機器の品目ですとか、あるいは混合、分別、そういった観点から保管状況を見たり、破碎、分解、

そういった処理がなされているかといったところを調査するということとさせていただきます。

調査方針として書いております。不用品回収業者からの引取先となっております中小規模のヤード、こちらは内陸部、あるいは郊外に多く存在しているという認識でございます。それと、中小規模のヤードからの引取先となります輸出等の拠点になっている湾岸ヤード、この2つのヤードというのをそれぞれ調査するというのを今想定しております。

また、保管だけをしているヤード、保管と処分、両方をやっているヤード、それぞれの実態を把握するというのも考えております。

調査項目といたしましては、雑品スクラップの取引の状況、品目、構成物、保管・処分の状況、火災や有害物質の飛散・流出等の実態といったところを現地調査するという想定でございます。

まだ調査自体はこれからというところでございますので、調査に当たって留意すべき点ですとか、分析の切り口ですとか、そういったところをご指摘いただければと思います。説明は以上でございます。

○寺園座長

どうもありがとうございます。少し補足が必要かなと思いましたが、述べさせていただきます。雑品スクラップという問題が、昨年の審議会での議論があり、またことしの国会で法改正に至る問題のスクラップということで議論されたのですが、法律に落とした際は有害使用済機器という名称になりましたので、雑品スクラップという言葉を使っていないと理解しています。

ですから、雑品スクラップは、その定義も難しいのですが、その全体をどうするかということが法律で議論されるのではなくて、その中に含まれる、こういったものをより問題視しなければいけないのかということで有害使用済機器という用語を今回の法改正でつくって、その対象の具体的な中身とか、保管・処分の基準等をこれから議論するということであると理解しております。ですから、今まさに雑品スクラップが海外に輸出されている中で、その動きがどういうふうになっているのかという、その全体像をつかんだ上で次の議論に入っていくということで今進んでいる調査の内容をご説明いただいたということです。

調査が3つありまして、1つはバーゼル法輸出入の事前相談の調査ということで、これは経産省及び財務省のご理解を得ながら進めさせていただいているものと考えております。この事前相談資料については、雑品スクラップが輸出されている全体像をつかむのに非常

に有益だと考えておりました、かなりの部分、調査が進んでいるのではないかと考えております。

2番目のアンケート調査、これは自治体に対するもので、これは現在進行中のものというご報告をいただいたと理解しています。

3番目の現地調査について、まだこれは実施していませんが、その予定の調査方針ということをご説明いただいたものであります。というのが私からの補足ですけれども、この調査の実施中、あるいは予定のものについてご質問、ご意見等がありましたら委員の方からお願いいたします。

○中西委員

鳥取県の中西です。今、寺園座長のほうから補足があったので、それが答えなのかもしれませんが、もう一遍確認なのですけれども、この調べようとしている内容なのですが、これが今日の議論の対象になる範囲とどう絡んでくるのか。これはあまり関係ないということなのかどうなのかという点を確認させていただきたいと思うのですけれども。

○寺園座長

事務局からお答えいただいてよろしいですか。

○上野補佐

1番目の調査は全体を把握していくということで座長がおっしゃられたとおりでございますが、その他、3番目の調査の対象となるヤードの選定にも使えるのではないかとということで調査しています。2番目の自治体へのアンケート調査については、まさに実態を把握させていただいて、適正な保管等に資するというので、基準ですとか、そちらのほうの議論に資するのではないかと考えてございます。そういう理解です。

○中西委員

今日の、次の資料5で範囲のことが論点として上げてあるのですけれども、その調査結果が固まってからの話になるのか、それともということでお聞きしているのですけれども。

○上野補佐

次の資料5、今日、有害使用済機器の範囲の指定と基準についてご議論いただくのですが、並行してという形にはなるのですけれども、現在の政省令を整備する方針、有害使用済機器の指定する方針、あるいは基準の方針、これについてまず今回ご議論いただき、次回、再度検討いただくと共に、その他の適用除外の者を含めて次回の検討会である程度の結論ということでございますので、その際に、また調査結果を示しながら結論を導いてい

きたいと考えてございます。

○中西委員

結局、次回でということ。

○上野補佐

はい。ただ、機器の選定、あるいは基準に関しては、かなり検討のボリュームが大きいので、今回もご議論いただいたという事情でございます。

○寺園座長

調査を行いながら論点も議論するということで、同時並行で進む部分はあるのですが、限られた時間の中で、我々も0から始めているというわけではありませんので、ある程度予備調査をやっていたり、あるいは過去、自治体の方々からいろいろなご意見をいただいたりしておりますので、めどはつけて、事務局案としてもいろいろお示しをしながら議論をしていくわけですが、よりどうしようかなという部分、微妙なところとか、そういったところもまさに今調査をしながら、自治体様から、今までの法律でなぜ規制ができにくかったのか、どういう問題があったのかというところをよりクリアにさせていただきながら、その後の検討会で議論し、最終的には、政省令ですから環境省及び行政のほうで決められると思いますけれども、この検討会としては当然、調査の結果については反映させていただきたいと考えているものです。

この検討会、オブザーバーの方にも参加いただいているのですが、ご発言いただいてよろしいですかね。

○乗田専務理事

鉄リサイクル工業会、乗田でございます。私もちょっと先走った意見といたしましうか、質問になったら恐縮なのですが、今のご説明の中で3ページ、4ページ、事前相談の資料、アンケート、これはもう当然始めていただいて、これは大事だと思うのですが、私どもが一番重要視しているのがこの保管ヤード実態の現地調査、5ページでございますね。既に昨年から経産省、環境省の方とも一部始まっておりますけれども、下の図の中で中小ヤードとスクラップ輸出に丸がついておりますが、この輸出ヤードというのは結構大手さんで数も限られているからわかるのですね。わかるというか、実態がつかみやすい。ただ、座長なんかは一番ご存じだと思うのですが、この中小ヤード。届出制にするというのが法律になっておりますから、逆に言うと、今は届出がないわけで、実態がよくわからない。数もわからないわけで、そうした中で、私どもとしてはこの中小ヤードをどうやって選定し、

全部見るというのは、実際は僕は無理だと思いますし、環境省の方がどうやって現地調査をされるのか、していただけるのかというのは、私どもも注目といたら大変失礼な言い方ですが、詳しくお聞きしたいということです。

それともう1つ、先走った理由の2つ目なのですが、既に資料は提示された中で、ちょっと見させていただいたのですが、これも座長にお願いなのですが、有害使用済機器、雑品なのですが、ややもすると、どうも廃家電で小型家電に少しスコープされ過ぎてやしないだろうか。まさに雑品ということでいろいろなものが入っているよということで、この検討会の中で、さっき定義というお話が座長からございましたけれども、有害スクラップ、つまり、どうやって有害使用済機器を定義つけて政省令の中に落とし込んでいくのかというのを議論していただければと思います。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。範囲につきましてはまた後の議論ということにさせていただいて、現地調査につきましては、確かに輸出の港の周りのヤードについては見つけやすいですし、ある程度めども立っているかと思うのですが、中小のほうは、ご指摘のように、数も多いし、小規模でなかなか大変というふうに考えております。今、この5ページ目のところでは2種類を選定と書いてあるのですけれど、これの大体の数の規模感を教えていただいてよろしいでしょうか。もし可能ならば。

○上野補佐

どれだけできるかという問題があるので、それほど多くはできないのかとは思っておりますが、数回程度です。これから選定していくため、時間がありませんので2～3件とか、5～6件とかになるかと思えます。その選定の方法として1と2の調査をさせていただいており、この調査結果を踏まえながら選定していこうかと考えているところでございます。

○寺園座長

ありがとうございます。2～3件か5～6件というのは、2～3件だとすると、片方につき2～3件という、全体5～6件という、つかみの数字としては大体それぐらいですか。

○上野補佐

つかみとしてはそれぐらいになるかと思えます。

○寺園座長

より問題が何か指摘されたり、自治体の方から教えていただいたら、特別に追加という

ことももしかしたらあるかもしれませんが、規模感としてはそんな感じと理解いたしました。

○森谷専務理事

今、資料4の3の部分の現地調査のところで、後ほどの定義の話と密接だと思うのですが、黄色い枠組みで入っているところに「有害使用済機器及び雑品スクラップに含まれる機器」と書かれているものですから、冒頭、寺園座長からお話のあったとおり、専門委員会では雑品スクラップという意識で議論していて、今は、法律では有害使用済機器になったということでもありますので、この用語の整理というのですか、ここを見ると必要かなと思っています。

それから、先程乗田さんからお話もありましたけれども、調査自身は工場からの排出されたもの、いわば工場で使われていたモーターとか、送風機とか、そういうものなんかも含めて広く調査をされようとしていると理解してよろしいのでしょうか。この絵を見るとそのように見えるものですから。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。事務局から1回お願いしていいですか。

○上野補佐

用語については、整理していきたいと思います。対象につきましては、モーター等までできるかどうかというのは今後検討ということにさせていただきたいと思います。基本的にはヤードのほうを中心に考えてございましたが、ご指摘を踏まえて検討していきたいと思います。

○寺園座長

私から補足させていただいて、雑品スクラップと有害使用済機器の用語についてはさっき私の理解で述べさせていただきましたが、法律的には有害使用済機器。よりターゲットをどこにするかということ、この検討会の目標は政省令の案になるようなものをつくり上げていくということですから、どうしてもそちらの要請に応える必要があると。ただ、問題意識としては雑品スクラップで始まっておりますので、そこは少し対象の範囲の広さというのは違うかもしれない。より有害と考えられるものを有害使用済機器として対象を決めていかなければならないということだと理解しております。

そうしますと、雑品スクラップというのは年間100万トン、あるいはそれ以上輸出されていて、しかも雑多なものでありますので、見えるところではいいのですけれども、見え

ないところも含めて正体がかみにくいというものに対して、今回の廃棄物処理法の改正でようやく有害使用済機器という用語を使って規制の対象とすることができるようになったというものでありまして、その中でいろいろな種類が雑品スクラップの中でもあるものですから、今まで、環境省さんもそうですが、都道府県の方々も、今まで取り上げていなかったものに対して全てをこれは規制の対象ですというふうにやっていくのは、もちろん議論の段階では幅広く考えていくということは必要ではあるのですが、執行、運用に耐えられないぐらいになってしまうと、政省令と実態との乖離がそこでも出てきてしまう恐れがあるかなと思いますので、優先順位としては考えざるを得ないと。

特に雑品スクラップの中でも家庭系と工業系、産業系という2種類、あるいはその混合系があると思うのですが、事務局としては、後の資料に出てきますけれども、家庭系のほうによりターゲットは今のところ置いているというご説明はあるのであろうと。ただ、それだけでは不十分であるという議論もそれはあつてしかるべきだと思いますので、後ほどの議論、今日と次回以降も含めてご議論いただければと考えております。よろしいでしょうか。

時間もありますので、次の議事4に移りたいと思います。本検討会における検討事項と論点についてということで、資料5に基づき事務局よりご説明をお願いいたします。

○上野補佐

それでは再び私のほうから、本検討会の検討事項と論点について、資料5でご説明させていただきます。ページめくっていただいて1枚目でございます。こちら、今回改正になった廃棄物処理法17条の2に有害使用済機器の保管等に関して記載してございます。表の左が法律の条文で、右が政省令に規定すべき事項というふうに整理させていただいております。条文のほうは見ていただければと思うのですが、政省令に規定すべき事項といたしまして4点。まず1点目が有害使用済機器の指定です。2番目は飛ばしまして、③として適用除外の者、④で有害使用済機器の保管等の届出。それから次、下の段に行きまして、②の有害使用済機器の保管及び処分に関する基準。これらについて今後整備していくことになっています。このうち、本日は①の有害使用済機器の指定、それから②の保管及び処分に関する基準についてご検討いただきたいと思いますと考えてございます。

ではめくっていただいて次に2ページ目、有害使用済機器の指定でございます。こちらの条文ですが、今度は読み上げさせていただきたいと思います。使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、

適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とすると法の17条の2第1項に規定してごさいます。

こちらの参考ですが、廃棄物処理制度専門委員会の報告書において、内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等、これがぞんざいに扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出するという課題が指摘されてごさいます。

次に3ページ目ですが、政省令をこれから定めていく整備方針ということで今回出させていただいておりますが、まず対象の機器でごさいます。こちらのほうは家電リサイクル法対象の4品目、それから小型家電リサイクル法の28品目、これらは含有される鉛が流出する可能性や、内蔵するバッテリーによる火災の可能性もあって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある。このため、「家電4品目」、「小型家電28品目」を全て指定することとしてはどうかということでごさいます。

指定する機器の単位といたしましては、個別の機種単位で指定した場合は、運用コストが膨大となって、実効的な制度とならない懸念がごさいますので、家電・小型家電については品目単位で指定することとしてはどうかということで、ページをめくっていただいて、イメージ的には4ページに書いてあるようなある程度まとまった塊で、品目単位で指定する考え方でごさいます。

次に5ページ目、6ページ目は参考なのですが、まず5ページ目の資料です。既存の調査で家電4品目、あるいは小型家電28品目の、有害物質の鉛を含んでいるかどうかというデータを整理したものでございまして、家電4品目や小型家電28品目の多くは有害物質である鉛が含まれているという結果が得られております。

6ページ目でごさいますが、最近発生した火災のケースをつけさせていただいております。これは報道や関係者の聞き取りをもとに記載してごさいますが、ことしに入ってもかなりの件数の火災が発生しておりまして、中には家電製品から出火しているというような

事例も見受けられます。

以上で有害使用済機器の指定に関してはここまでございまして、続きまして保管及び処分に関する基準についてです。まず根拠条文ですが、有害使用済機器の保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないと、法の17条の2第2項に規定してございます。こちらのほうの廃棄物処理制度専門委員会の関連部分といたしましては、その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすること、そして生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきということ、また、処理基準の遵守状況を確認、遵守を徹底するということで指摘されてございます。

こちらの基準に関しての政省令の整備方針でございますが、ページをめくっていただきまして8ページをごらんいただきたいと思います。基本的な考え方といたしましては、廃棄物の処理基準を基本として、家電・小型家電の処理方法等も踏まえて規定してはどうかということでございます。

具体的な規定でございますが、まず保管場所に関して、保管場所の要件、例えば囲い、掲示板の設置等でございます。それから保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止措置について規定してはどうか。それから、今回対象とする有害使用済機器と他の物の分別保管を考えてはどうかということでございます。それから、保管時の火災発生防止等についての規定。それから、ねずみ及び害虫の発生防止。ここまですべて保管に関することでございます。下の2つは処分でございますが、処分の方法については飛散・流出防止や、あるいは必要であればフロン回収等処分の実態に応じて規定するというところでございます。それから、処分施設の生活環境保全の措置ということについて規定することを考えてございます。基準に関しては政省令やガイドライン等を組み合わせて規定することを想定してございます。

次の9ページは概念図というか、整備のイメージ、どの法律を参考とするかということを図にしたものでございます。左側が今ご説明させていただいた要件で、右側がそのもとになる法律、参考とする法律として示しております。

左側の青い部分は廃棄物処理法から持ってきている部分でございますが、黄土色の部分は分別保管と火災発生防止なのですが、こちらのほう、廃棄物処理法ではあまり具体的に記載がされていないので、上乘せになるような部分でございます。下から2番目の緑色に関しては処分の実態に応じて定める方針のため、色を変えさせていただいてございます。

それぞれ基本的には廃棄物処理法から持ってくるのですが、一部、家電リサイクル、小型家電リサイクルのほうの基準を参考にして考えていきたいというイメージでございます。

10 ページからは参考資料ですが、廃棄物処理法の基準でございます。これは廃棄物施行規則の8条の1号のイ、例えば保管の場合には囲いを設けるとか、掲示板を設ける、あるいは2のほうでは飛散・流出防止、あるいは高さの制限に関する基準もでございます。

ページをめくっていただいて11 ページには、ねずみや害虫発生防止、あるいは、石綿含有産業廃棄物であれば、他の物と混合する恐れのないようにという規定がございます。

12 ページには、鳥取県の条例でございますが、その中の保管の基準でございます。こちら、屋外で保管する場合は条例の8条に規定されておまして、ほぼ廃棄物と同じような規定がなされているのではないかとと思われるところでございます。説明は以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。今のこの議事につきましては、先程からもありますように、範囲をどうするかということがすごく大きな関心事項でありまして、もう1つは保管及び処分に関する基準をどうするかということになるかと思えます。どちらでも構いませんが、まず有害使用済機器の指定の部分について伺いましょうか。ご意見、ご質問がある方、お願いします。

○小口委員

ご説明ありがとうございます。3 ページ目の対象機器の指定案の根拠のところ、含有される鉛の流出の可能性と内蔵バッテリーによる火災の可能性ということが書かれているのですけれども、まずは法律でいうところの、適正ではない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるというのは、この2点で判断するという、そういうお考えということによろしいでしょうか。

そうである場合、家電4品目、小型家電28品目は、その2つ観点からいって指定するという事は、まずはそこからやるということは私もよろしいかなとは思いますが、この2点で考えるのであれば、先程もご意見がありましたけれども、家電に限ってしまうというのがちょっと、将来的にはということでもよろしいかもしれませんが、業務用機器でも同様の性状を持ったものはたくさんあると思いますし、家庭用としても、我々、過去の調査の結果を見ますと、例えば湯沸かし器などについては小型家電28品目に入っていないと思うのですが、鉛メッキされている部分があるものが過去のもの結構多かったですし

まして、鉛の観点からはあまり望ましくないというか、もしかすると指定すべきものかなというふうにも思います。

あと、今回、機器ということですので適当かわかりませんが、バッテリーそのものについても考えていくべきかなと思っておりますので、そこのお考えをお伺いしたいなというのがあります。

あと、ついでにもう1つなのですけれども、私、きちんと理解していないのですが、法律のほうでは、収集された機器のうちその一部が原材料として相当程度の価値を有しというところがあるのですけれども、ここの解釈というか、「相当程度の価値」というのはどういうものをいうのかというのを教えていただきたいなと思います。ここで小型家電28品目の指定のところにもちょっと関わるかなと思いますので、その点も教えていただければと思います。

○寺園座長

事務局からお願いします。

○上野補佐

今回、対象家電4品目、28品目とさせていただいているのは、各種リサイクル法、家電・小電のほうで正規ルートに乗っていない場合も想定されるので、まず、既存のリサイクル法があるところから打ち出させていただいたという経緯がございます。ただ、法律の今回の条文ですと、機器ということになってございますので、条文上はこれに限定されるわけではないと認識しており、この検討の内容次第というところはあるかと思えます。

それから、こちらの有害使用済機器の有害性ということでございますが、私どもとして認識しているのは鉛、火災などもございますが、もしその他ご懸念のようなものがございましたら、ご指摘いただければと思います。

相当程度の価値というのは、相当程度の価値がなければ廃棄物だろうという認識で、具体的な数字ではなく、価値がない不要物ということであれば廃棄物であろうと思われ、廃棄物ではないものを今回有害使用済機器として指定するとご理解をいただければと考えてございます。

○小口委員

わかりました。他にどんな観点があるかという点で行きますと、まず1つはフロンの話があるかなというのが1つと、もう1つは油を含むものについても、その処分の方法によっては周辺環境に影響があるかなというふうな、とりあえず思いつくところではその2点

があるかなと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。私からも少し補足しますと、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるというところのそもそもの定義も、前の委員会でも、バーゼルのほうの委員会だったかなと思うのですけれども、細田座長も、これを狭く解釈すると何もできなくなって大変であるというようなことを言われていたかと記憶しております。

一方で、この廃掃法だけに落とすというのもなかなか難しい部分はあるかと思うのですが、せっかく、廃掃法でありながら廃棄物以外のところも、廃棄物を除く有害使用済機器とまで法律で書きましたので、そこで先程質問にあった、原材料として相当程度の価値を有しというのは、廃棄物じゃなくてもそうなんだよというところをここで捉えようとしたと理解しておりますが、そこまで頑張っている有害使用済機器について、有害性を過度に狭く解釈しないように、我々も、環境省のほうでも、頑張っていたければなと思っております。

今のフロンと油というのは1つのポイントでありまして、そうすると、家電・小電以外にもあるであろうと。例えば業務用のエアコンであるとか、冷凍冷蔵機器であるとか、そういうものもあるとは思うのですけれども、それについては皆様の意見もいただいて、また議論したいと思っております。

あと、火災については、バッテリーについて、けさもNHKで報道があって、これは廃棄物でもないのですけれども、ドライブレコーダーからも発火して火災があったということで、実はリチウムイオン電池については、これはもう廃棄物とか有害使用済機器というところを超えて結構厄介なものであるという理解は皆様もお持ちかもしれないと思っております。

今回、火災については6枚目のところを出していただいておりますが、これは全部本年、2017年ということによろしいですね。本年だけでも8カ月でこれだけ出ておりまして、私が知らないものも多いのですが、2014年11月だったと思うのですけれども、ある港で発火した雑品スクラップの火災については、業務用の雑品スクラップだったのですけれども、中のリチウムイオン電池、バックアップ電源として業務用の配電盤についていたものからどうも発火した可能性があるという事例もありました。数が多いかどうかというのは微妙なのですけれども、その辺のところも問題意識としては持っていただく必要があるかなとは思っております。

他にご発言はありますか。

○水間代理

先程の生活環境影響に関してなのですが、自治体の立場で言いますと、今、廃掃法の中でも、ここに基準が書かれていますように、火災に関してはその他ということで、当然、普段の廃棄物の産廃の業者対応では、燃えやすい物を扱う場合は消火器を多目に置くとか、今まで産廃を扱う中では設備としてそういう設備で、生活環境影響対策として設備と、あとフロンについてはマニフェストとかで、どういうものが入って出ていっているかということで、そういう危険なものが入っていないかということで、立入検査で確認を非常にしているのですけれども、今回この中で、届出制度で、その中で火災をこれだけ特出しされるというのが、自治体の環境行政の立場でいくと、もし火事が起こったときにどういう届出、指導していたのだということです。もし入れるのであれば、火災をこういうふうに出すのであれば、政省令の中にも火災対策について相当厳しいことを書いていただかないと、なかなか現場で指導がしにくいと。

要するに、リチウムイオン電池が入っていたら、もうそれで次の命令までかけられるとか、それはちょっと極端なのですけれども、火災に関して、これまで廃掃法の中では行政指導ということで、対応する業者に応じて現場で指導してきたという実態がありますので、今回、これだけ雑品スクラップ、火災ということで自治体の環境行政に責任を負わせるということであれば、今後の議論になると思うのですけれども、そこはなるべく自治体として規制しやすい制度を検討していただきたいと思います。

○上野補佐

ご指摘ありがとうございます。まさに火災のところは、おっしゃられるとおり、現状としては運用の面でやられていたかと思うので、先程申し上げたとおり、上乘せという用語弊があるのかもしれませんが、今までなかった記載をすることになるといろいろと検討が必要になってきますので、これは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ご指摘いただきありがとうございます。

○寺園座長

では福田様、お願いします。

○福田代表

非鉄全連としては3点ほど、この定義と保管場所については意見がありまして、まず定義についてなのですが、この4品目プラス28品目でというところの方向性について

は非常にいいとは思うのですけれども、一方で、先程委員の先生方からもご指摘があったように、有害性とか、発火性とか、爆発性の観点から、もう少し網羅できるものがあるのではないかなというのは思っておりまして、例えば電池だとか、バッテリーだとか、そういったようなものを含む機器についてまだ網羅できていないのではないかと。例えばそれが自動販売機であったりとかですね。自動販売機のスクラップはかなり輸出されている事例もあると思うのですね。あと、これは先程ご意見がありましたけれども、業務用のエアコン、冷蔵庫、ショーケースなどもありますし、あとはUPSだとか、AEDの装置だとか。あと、これは電池ではないですけれども、灯油ストーブ、ガスストーブが今回の28品目に含まれるのかどうかだとか、最近ですとカセットコンロとか、カセットのガスボンベが入っているものだとか、あのガスボンベで、中間処理場でかなり火事が起きたりとかいうのが散見されると思いますので、そういったところも包括的に含んでいただくと、実際に届出をして保管する、あるいは持ち込まれる立場とすると、法でそういった危険物をもっと包括的に規制していただくとありがたいというところがあるかと思えます。

続いて、あと保管基準について2点ほどあるのですけれども。

○寺園座長

まず1回、指定のところで。よろしいですかね。ガスボンベ等は従来型の廃棄物処理の中でも一番危険性があるものということで、事故、安全対策というのは、自治体さん、あるいは処理会社さんも苦勞されているところだと思うのですが、この有害使用済機器の議論の中での有害というのは、どうしても輸出に至るルートの中での悪さというところが念頭にありましたので、有害の考え方は広くする必要はあるとは思うのですけれども、そうすると、特別管理廃棄物ですとか、そちらのほうとの関係もありますし、PCB、ダイオキシンとか、いろいろなものが出てくるかなと思います。それはこの目的と、あと運用のところでどうするかというところでまた環境省のほうでもご検討いただきたいのですが、とりあえず現時点でのご回答、ご見解をお願いできればと。

○上野補佐

先程と重複してしまうのですけれども、機器ということでございますので、今回は、このような、いわゆる家電系のものということでございますが、有害性等々検討いただいて必要だということであれば、今回、あるいは今後、指定していくことも視野に入れていかなければいけないと考えてございます。

細かいところになるかもしれませんが、ストーブ等々に関しましては、電気ストーブで

あれば小型家電のほうに入ってくるので今回の対象になってくるとは思うのですが、電気を使わないような機器がある場合には漏れる可能性もあるかなと考えてございます。あと、機器の範囲については、どこまでを機器というかというところも検討していかねばいけないのかなと考えてございます。今のところは以上でございます。

○寺園座長

私の見解をまた少し入れさせていただくと、この廃棄物処理法改正の中での有害使用済機器を今から指定しようとしているのは、廃棄物以外の、廃棄物ではないというふうに称して民間ベースで取り扱われて輸出されようとしているものの中で、かなり環境に悪い影響があるものが今まではなおざりにされていたということがありましたので、特に火災については特出しされていると。その中でバッテリーについて、今、この指定の案ではどうかという議論がありますので、そこはよくご検討いただきたいなと思いますし、また、他省庁、あるいは省内でのご議論は、フロンもバッテリーも両方とも必要かなと考えております。特にストーブとかそのあたりは、実は粗大ごみ処理の中でも結構問題になっているところかと思っておりますので、ストーブとか、農機具とか、オートバイとか、いわゆる油が入っているもの、車もそうですけれども、それについては、結構実はあちこちで厄介なことが起きているかと思っておりますので、この範囲に入れるか入れないかという問題はあるとは思うのですが、その問題認識としては持っておきたいと思っています。

私のほうからちょっと伺いたいのですが、指定については整理事項になっていますが、仮にこの検討会が終わって、1回、政省令、政令で決まった場合に、後で追加するというのがどれぐらい難しいことなのかどうかという、その辺の認識を聞いておきたいなと思います。今、これは儀式といったら変かもしれませんが、今意見がまとまって、決まったらそれは堂々と政令に上げやすいと思うのですが、それが終わった場合、ちょっとまだ問題が残っていたのに、その後、例えば法律の見直しで5年置きとかというのがあると、そのタイミングがあるかもしれませんが、そこまで待てないとか、あるいは、微妙だったやつは1年、2年待って、もうちょっと環境省さんの判断ですぐにでも対応できるというような体制がとれるのかどうかとか、ちょっと聞きにくい質問をさせていただきます。

○成田課長

一般論で申し上げますと、必要性があれば政令でも何でも追加は可能だと思います。ただ、この場や、あるいは関連するところでの議論で、本当にこの有害使用済機器は限定的に解釈するべきだというような形で関係者が合意をされているのであれば追加ということ

は難しいでしょうし、他方で、逆に、今回、第一段階として非常に問題になっているものから追加し始めて、その後徐々に問題になっているものを、実態を踏まえて追加していくというようなことが全体的な合意といいますか、全体の雰囲気であれば、必ずしもハードルは高くないのだらうなと思います。ということで、要は実態とこの場での議論、あるいは関連の方々との調整とか、そういったところでの全体的な雰囲気が、どんなものが醸成されていくかといった、そういったところにかかってくるのではないかと考えております。ちょっと一般論で申しわけありませんが。

○島村委員

私の理解が足りていないかもしれないのですが、家電4品目プラス小電28ということなのですが、これは書くときに家電リサイクル法とか小電を準用するという形だと、業務用冷凍冷蔵とかは入ってこないのは当然なのですが、それはそういう理解でいいですか。それとも、4ページに上がっている、品目としてのこれが上がるのだとすると、つまり何を気にしているかといいますと、業務用の冷蔵冷凍だとか、小電の中でも業務用で使っているものとそうでないものとももちろんあると思うのですが、物としてこういうものを物品として上げていただくのであれば、どこから出たものかは問われないわけですので、執行の現場でこれが業務から出たものなのか、品番を見ればわかるとよく言われるのですが、品番まで逆にチェックをしないとわからないということだと思いますので、リサイクルの論理と生活環境汚染防止の論理は違いますので、家電に限る必要はないですし、今回も17条ですかね、雑則のところには置かれているので一般か産業廃棄物かという区別にもとらわれずに行けるのではないかとということが質問です。

もう1つは立法技術として、政令で列挙すると17条で書いてあるので、政令で書かないといけないと思うのですが、他の環境法令なんかを見ますと、政令では上がっているのですが、施行令で上がっているのですが、ある程度性状とかを限定して、環境大臣が指定するものというふうに、あるいは規則で定めるものというふうに、もう1回委任するという立法技術もあると思うのですね。それをあまりやると脱法なのでまずいのですが、自然公園法とか、今ちょっと手元に条文はないのですが、そういうものがあり得ると思います。それを、一般的にはまずいので、例えば火災を生ずる可能性があるものとして環境大臣が定めるものとか、そういうふうになれば、先程寺園先生が言われた、機動的な対応というのがある程度可能なのではないかと思った次第です。

○寺園座長

ありがとうございます。事務局のほうからありますか。

○上野補佐

質問というか、ご指摘いただいたという認識でございますが、確かに家電リサイクル法、特に家電4品目なのですが、このままですと一般家庭からのものと限定されたイメージになる感じもあるのですけれども、機器ということで、これをどこまで広げるかというのは今後調整が必要な部分もございますので、今後の検討とさせていただきたいと思います。まずご指摘いただいたということで、ご理解させていただきたいと考えてございます。

○小島委員

私も油とか電池とか発火性のあるようなものというのはきちんと対象に含めるべきだと思っているということが1点と、保管とか処分がどこまで何を含んでいるかというのとも絡むのですけれども、電池とか油とかをきちんと抜いた状態であれば逆に問題がなくなるわけで、どこまで行ったら出口として対象外になるかというのも少しきちんと考えておいたほうがいいのかなど。それを考えるとすると、そのプロセスとか、含んでいるときにどんなことをやっちゃいけないかというところまで議論しなければいけないのかなと感じております。保管とか処分がどこまで含むのかというのを1回確認させていただければと思います。

○寺園座長

少しリマインドしますと、この議論のときに、国会で、たしか政府質疑のときに議員の先生から、回収・収集の部分はいいのですかみたいな質問がありまして、今回はまず保管・処分からというふうなご回答があったことを思い出しております。指定に関するもので森谷さんのほうから。

○森谷専務理事

簡単にします。現場で問題になっているものが、家庭からのものだけなのか、混ざったものかというのは現場の人が判断しないといけなくなるのだらうと思います。ですから、先程の調査の2のところでは保管ヤード実態調査という中に、各保管ヤードの取扱い品目という大事な項目がありますので、ぜひ都道府県の方々のご意見を聞かれたらいいのではないかなと私は思います。なお、これから定義される規制対象は決まると思うのですけれども、産廃業者の中でも一部扱っている可能性もあるわけなので、産廃業界としては規制対象が明確になって、処分基準が決まるということであれば、その遵守を私どもは推進していきたいと思っております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。

○小口委員

私も今の家庭から出るか事業所から出るかというのは、そこを限定してしまうと、実際運用上で、これは事業所から出たものだという話になると、そこがきちんと指導できないとなると思うので、それはやるべきではないなというのが1つと、先程座長からあったのですけれども、本来廃棄物で扱われるようなものが廃棄物ではなくてスクラップとして扱われるという、それを問題視するという観点からいうと、一般廃棄物の処理の現場で、これは危ないから分けて、きちんと別に処理をするという品目がいろいろ各自治体で実際運用の中でやられていますので、最初から家電4品目とか小型家電に限定するのではなくて、そういうものをきちんと網羅した上で今回はここをやりたいという形での議論をしていただきたいなというのがあります。もう1個あったのですが、忘れたので。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは、指定のところはとりあえずここまでとしまして、後半の保管及び処分に関する基準のところのご意見をいただきたいと思います。先程指定のところ政令に上がるか上がらないかということで島村委員からいろいろな技術的な示唆もいただきながらご意見をいただいたところですが、保管及び処分に関する基準は、8ページのところにありますように、政省令やガイドライン等を組み合わせて規定というふうにありますので、何段階かあるのかなとは考えておりますが、最初は福田様のほうから、先程あったと思いますので、お願いします。

○福田代表

保管基準につきまして2点ほどありまして、まず1つは、こちらの資料の11ページの参考資料のところにもありますけれども、廃棄物処理法の基準ということで、これは確か法の施行令の8条だったかと思いますが、(2)の(ロ)の「基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分」からずっと来て、五十%の勾配ですね。囲いが無い部分については2分の1勾配で保管をなささいというようなところなのですが、雑品スクラップとはいっても、金属系のスクラップ、あるいは廃棄物の場合、のり面の勾配が2分の1勾配だとかなり面積をとってしまうということもありますし、従来の作業慣習だとか商慣習からしても、2分の1勾配ってかなり面積をとりながら保管するというのが実態に即さないかなというところがありまして、例えば自動車リサイクル法の破碎

業などでは、三方がちゃんと囲まれていれば垂直保管的なところも認められているかと思うのですが、そういったところと同じような条件にならないかなというのが1つあります。三方が囲まれていれば、ある程度いいのではないかなというところが1つございます。

続いて保管場所の排水についてなのですが、これについては従来の産業廃棄物の中間処理場として認められる程度の基準ですね。きちんとコンクリート舗装だとか、アスファルト舗装などをして地下浸透を防いだ上で、側溝だとか油水分離槽をつけるような対策を求めたほうがいいのではないかと思います。特に屋外保管の場所が多いと思いますので、雨水にぬれた後の排水について、そこは同等の基準で規制したほうがいいのではないかと考えております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。後半の流出、地下浸透に関するものについては、我々も、先程までも議論したように、油というのが割と今回の対象として考えなければいけないのかなとも思っていますので、具体的なお提案をいただいたと思います。

勾配については、確かに廃棄物全般の、廃棄物処理法からのところを今、案で持ってきていただいているので、そういった勾配は、もう少し、ここまでなくてもいいというのは1つのご意見であり、一方で、勾配よりも高さをもう少し考えたほうがいいということも、実は我々の研究グループの中でも、以前から再生資源燃料として高さや保管場所の離隔距離について議論してきたところではありますが、参考までに伺いたいのですが、鳥取県の中西委員から、この12ページのところで、これについて今の案との違いを少しご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○中西委員

鳥取県の、今日、参考資料としてつけていただいておりますけれども、この中で条例の遵守基準というものが第8条にございます。ここで鳥取県の場合の大きなポイントとしては、長期間そこに放置されることによって生活環境上の支障ということで、ここの生活環境の捉え方なのですが、不法投棄に至ったものに関しても生活環境の悪化ということで広くとれるようにしておりましたので、その部分を含めて考えている関係上、囲いというのは、その管理責任をきちり明確にしないと、屋外でそこに集積されていると、呼び水となってどんどん集積されて結局不法投棄になりかねないということで、そういった観点でこれを設けているところです。

ですので、逆に屋内に置いてあれば、そういう生活環境の懸念というのはないという判断をしておりますので、もう1つ大きなポイントとしては、屋内であればその基準を課さないというところが大きなポイントかと思っております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。これ、屋内ではその基準は課さないというのはここに書いてあるのですか。

○中西委員

8条の冒頭です。

○寺園座長

なるほど。ありがとうございます。これは何か一長一短あって、屋内だと見えにくくなるというデメリットはありませんか。

○中西委員

見にくくなるというのはあるのでしょうか、それで本当に生活環境保全上の影響が出るかどうかという観点を重視すべきかなと思いますけれども。

○寺園座長

ありがとうございます。では保管及び処分に関する基準についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○森谷専務理事

簡単にします。ページで言いますと9ページの絵のところ。これは質問です。左側にずらっと項目があって、3つ目の「有害使用済機器と他の物の分別保管」と。この「他の物」というのは、仮に例えば産廃事業者であれば産廃と分別保管ということなのでしょうけれども、産廃事業者じゃない場合には、まさしくこの有害使用済機器と全ての物を分別保管と。製品とか何とか、その他もというのでしょうか、この「他の物」というのはどのように理解したらいいかというのが質問です。

○上野補佐

金属単体の物、機器じゃない金属スクラップと有害使用済機器が入っている場合、それは分けて保管したほうがいいだろうという意味合いでございますので、機器じゃない物で廃棄物は当然廃棄物として取り扱われるかと思っておりますけれども、そうじゃなくても金属単体であれば、それはそれで有価として取り扱われている実態があるかと思っておりますので、そういうものと今回指定するものを分けるイメージを考えてございます。お答えになってい

るでしょうか。

○森谷専務理事

意図しようとしていることはおおよそわかりましたけれども、ただ実際に基準として書く場合には、「他の物」というのを相当細かく考えていった上で書いていただいたほうがいいのではないかなという気がします。例えば、今ちょっとおっしゃられましたけど、通常、有価で扱っている鉄スクラップが横にあった場合は、当然横にするのだろうと思いますけれども、そういった類いの細かさが必要になってくるのではないかなということだけです。

○寺園座長

私の理解では、有害使用済機器のほうを指定して行って、それが他の物と混ざっていた場合に、全体がこれ、有害使用済機器ですよと言われる恐れがあるので、そういったものは分けるのですよというところを政省令かガイドラインかで示されるのだらうと思っているのですけれども、例えば金属のみのスクラップであったり、今回、電線は一応入っていないので、電線があった場合にそれが除かれていたら、そっちのほうは有害使用済機器ではないということで、そういう扱いになるのかなと思うのですけれども。

○森谷専務理事

理解はそのとおりですけれども、ただ、政省令で書くということであれば、細かく規定されるのであろうと予想しているということです。

○小口委員

今のお話に関連して、これ、仮に有害使用済機器を他の物、いわゆる雑品スクラップのうち有害使用済機器はそこから分けて混入しちゃいけないというような理解でいいと思うのですけれども、それを分けた段階で他の物が有害使用済機器ではなくなると思うのですが、そちらのスクラップについては、今回のこの保管基準とか処分基準というのは適用されないということになるのですよね。

そうなったときにちょっと懸念されるのは、例えばバッテリー、リチウムイオン電池なんか有害使用済機器にならなかったとした時に、もちろん可燃物なんかは有害使用済機器にならないでしょうから、分けた他の物に対して、電池と可燃物が入っていて、そちらで火災が起こるといった可能性はないのかなと。これは結構、実は大きな点じゃないかなと森谷さんの話を伺っていて思ったので、この分別保管と別の話と一緒に議論していかないと、そういう問題があるのではないかなと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。そういう意味では、指定の話とこの保管・処分に関する基準の部分はリンクしているということになりますので、今日だけでそれは全部議論し切れないとは思いますが、これから行っていく現地調査等でも、そういった問題意識を持ってやっていく必要があるかなと考えております。

○乗田専務理事

これは私どもの工業会の中でまだ議論を尽くしたわけではないのですが、先程の届出制のほうにもかかわってくるかと思うのですが、有害使用済機器という物と保管だけで果たしていいのかなど。法律をつくっていくわけだから、きちんとしなければいけない。もちろん有害使用済機器という物の限定をして、こういうふうに保管しなさいということ。あと、先程からもありましたけれども、どこから出てくるか。つまり、フローといたしましうか、流れといたしましうか。つまり、私がそういった処理業者だとしたら、届け出るときに、こういうところから購入し、こういう物を、こういう処分をして、こういうところに販売してやるので届け出しますと。何々メタルですがと。うまい表現ができないのですが、物と保管だけではなくて、きちんとその業が、業者といたしましうか、届け出る人が、法人が、どういう業をきちんとするのかということをおある程度念頭に置きながら政省令をつくっていただくということも大事なのではないかなど。つまり、格好よくいうと、魂をどうやって入れていくのかというふうに考えます。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。まず私から。ご意見、よく理解できます。一方で、今回の有害使用済機器の指定と基準作成というのは初めての試みですので、これは都道府県にとっても、環境省にとっても大きな試みであって、既存の体制で、特に都道府県のほうはかなり作業が増えると思いますので、なかなか、出来ることと出来ないことがあるであろうと。また、過度な規制というのは避けるべきであるという原則はあるかなと思います。

まずは立ち入りとか報告徴収を求めたりという、そういう権限が生まれることで、かなり大きな変化にはなると思うのですよね。それを、全部きっちり情報を捉えられるようにというところができるかどうかというのは少し意見があるかなと思います。もちろん、なぜここにこういうものがあるのかということをお都道府県の方が入っていったときに聞いて、明らかに嘘をつかれるような場合はちょっとまた別の手段とか、いろいろ考えなければいけないのかなとは思いますが、確認ですけど、現時点では、例えば事前相談のように、これはどこから入手したものであるとか、どこに送る予定であるとか、そういった情報に

ついては入らないのですよね。

○上野補佐

法文上、基準に入るかどうかというところは座長に補足していただいたとおり、なかなか難しいかもしれないのですが、一方で、いただいたご指摘は恐らく届出事項のことにすると認識しております、届出事項に関しては次回ご議論いただく予定ですが、そこでどこまで届出事項に盛り込んでいくかということにもかかわってくると考えております。事業計画みたいなものも含まれるかどうかということを検討していくことになるかと考えてございます。

○寺園座長

ありがとうございます。では、それはまだ可能性があるということなのですね。省令事項として。

○上野補佐

どこまで書き込めるかというところはありますが、届出事項なので、省令事項になります。

○寺園座長

ありがとうございます。

○島村委員

今日の資料5の9ページでイメージを書き込ませていただき、廃棄物処理法の保管基準を基本にするというのは合理的な考え方だと。有価か無価か、環境影響にとってはあまり関係ないという面がありますので、廃掃法をベースにするというのは合理的だと思います。そして家電・小電の処理基準などを組み合わせて上乘せをするというふうに先程ご説明をしてくださったのですが、それも結論として合理的な考え方だと思います。そして、その上乘せのロジックをこれから行政機関内部で折衝される際に説明する場面があると思うのですが、つまり、なぜ廃掃法より上乘せなのかということなのですけれども、その際に、私が思ったのは、何が入るかわからないというところが、家電とか小型家電も含めてですが、自動車の場合と違う点かなど。つまり、家電や4品目とか自動車の場合の処理施設、入ってくるものが決まっていますので、それに応じた規制をすればいいのですが、ここは何が入ってくるかわからないというのがまず1つあるかと思います。それに対する備えが必要だろうと。

もう1つは、これは廃棄物処理法の保管基準の上乘せというところですがけれども、僕も

今手元に資料がないのですが、都市計画法上、廃棄物処理施設は作っていい場所が決まっております。そして特に都市計画区域内で一定の廃棄物処理施設を作ろうとする場合には、都市計画決定がない場合には、都市計画に位置づけられていない場合、個別に特定行政庁の許可が必要になっています。今回の関連法令の改正で、建築基準法ですけれども、その改正までもし入っていれば問題ないのですが、そうでないとすると、この手の施設、何が問題かという、住居の近くに、あるいは農地の近くにそういうものができてしまうということは生活環境上一番問題だと理解しておりますけれども、そういう都市計画法上の制限がかからない施設がどんとできてしまうということだとすると、そういう観点からの上乗せといいますか、廃棄物処理法の保管基準とは違うタイプの規制があり得るのではないかと思った次第です。これは直感的な話で恐縮ですが。

以上コメントですけれども、1点ご教授いただきたいのは、これは中西様に教えていただくのがいいと思うのですけれども、鳥取県の今日出していただいた12ページのスライドの保管基準を拝見しておりますと、廃掃法と違う点で私が気がついた点としては、囲いの材質を条例に基づく規則で指定されています。3条の(1)のイのところ。それからウのところ、内部が目視できる窓を設けることというのが書かれておまして、このあたりが廃掃法の基準と違う点としてあるかなと思ったのですが、この辺を規定されたご趣旨というのを教えていただくと参考になると思ってご質問申し上げます。以上です。

○中西委員

ありがとうございます。まず1点目の12ページの規則5条3項のアとイのところですが、高さや材質等を定めているわけですが、これは確かに廃掃法にはここまでの規定はございません。鳥取県は廃棄物処理施設をつくる際の事前の、以前は要項だったのですが、条例の規定によって施設をつくる前の事前手続を定めております。その事前手続の中で施設に関する指針というものを設けておまして、その指針の中で中間処理、あるいは積替保管施設に関しての保管の基準というのを定めております。そこから持ってきたというものでして、基本は、先程申しましたように、中間処理施設、あるいは積替保管施設の基準が鳥取県の場合はこうだったから、これを持ってきたということでございます。

それと、ウの目視の観点なのですが、これは指針にもないものだったのですが、全てが囲まれてしまうと、先程寺園先生からもありましたように、何をやっているのかわからないという懸念もあったものですから、必ず中が外側からでも見えるようにということで、あえて入れさせていただいたというものでございます。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは、島村委員からのご指摘の前者について、確かに廃棄物処理法での処理施設の立地に関する規定で都市計画法に基づくものというのは、私も不勉強なのですが、気をつけなければいけないと思いますが、私の理解ではもう既にそういう住居・農地の近くに結構ヤードがあつて、なかなかこれは、今ここにあってはだめという言い方をするのはかなり難しいかなとは思のですが、ただ、であれば、有害使用済機器をそこで取り扱わないでくださいという言い方だって別にいいと思うのですが、特に保管場所の要件、特に立地上の要件について、廃棄物処理法のほうとの、処理施設のほうとの比較で今何かご見解とか、お答えできる部分はありますか。なければそれはまた省内で確認いただいてからで結構だと思いますけれども。

○制度企画室 室長（相澤室長）

ありがとうございます。いずれにしても、廃掃法を超えてしまうところがあるところのお話ではないかとは思ってはいるのですが、今回の雑品スクラップを想定した有害使用済機器の規定というのは、実は事業者に届出をしていただくという意味で、廃掃法の廃棄物に準じた扱いとして、廃棄物の一步手前というか、入門みたいなことを行っているとご理解いただければと思っています。廃棄物処理施設に関していうと、有害使用済み機器に比べ、制度的には大分成熟されているというか、業、施設、それぞれに許可手続が必要になって、それにさらに都市計画法との関係とかがあるという状況でございます。

そういった意味では、寺園先生もさっきおっしゃっていましたが、実態がわかって、こういう規制の必要性があるという形で、業の手続ですとか、あるいは、今回の規制には実は施設の手続というのがないものでございます。ですから、そういったものまで整ってくれば、将来的には都計審の手続きも考えられるかと思っておりますが、現時点で直ちに、だからといって、都計審にかけるといふ話にはなりにくいのかなと思っております。ただ、いずれにしても、都市計画は都市計画の観点があるというのはまたございますので、あくまで環境省の側からのコメントという形でお返事させていただきます。

○島村委員

すみません、先程私が倒錯したような発言をしましたので、趣旨は、もともとこの場が基準を決める場だというのはよくわかっておりますので、基準が廃掃法の基準と異なるもの、あるいは、それに上乗せしたものが入ることが制度化されると。その理由は、

都市計画法のようにちゃんと用途地域の指定があって、あるいは、都市計画内でやる場合には特定行政庁の許可が必要だというような、そういう安全弁がないものが突然住宅地や農地の近くにぽっとできるということですので、廃棄物処理施設とは違うタイプの生活公害が生ずる可能性がある施設だと。その備えがない分、こちらの保管基準は、より厳しいものであったとしても、それはそれで合理性がある。そういう趣旨の発言でした。すみません。

○寺園座長

ありがとうございます。今の点はよろしいかと思いますが、他に。

○水間代理

さっきの他法令との関係もあるのですが、自動車リサイクル法の解体場の基準の中では、基本は上に屋根があるところでやりなさいと。それは油の流出を対象にしているのですが、ただ、そういう色々な法律で、例えば市街化調整区域の場合は建屋が建てられないというのがありますので、そういう場所については油水分離槽を作れというような基準になっています。ですので、今回、こういう雑品スクラップで基準を設ける上でも、水があると火災が起これば。そうしたら雨水がかかっただけいけないと。そうしたら屋根をつけろと。屋根をつけようとしたら市街化調整区域でできないということで、通常の、今私たちがやっている積替保管施設の設置についても、そこが非常に、建築部局と、どうやっていくのだと。飛散防止のためには屋根をつけたほうがいいのだけれども、建築法令ではできないというジレンマを抱えておりますので、今後の届出といたしますか、基準の考え方の中でも、その部分については、そういう他法令も考慮して決めていただければと思います。

○寺園座長

よろしいですか。では、大体時間も来ておりますが、特段なければ基準のところもよろしいでしょうか。それでは議事の5番、その他ということで、今後の予定等について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

ご議論、ありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえて、次回検討会に向けての準備を進めてまいります。次回でございますけれども、資料2に記載しておりましたとおり、10月上旬ということで今調整中でございます。日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。環境省からもよろしいですか。

○相澤室長

すみません、最後なのであまり長々と話すつもりはないのですが、今日のご議論、ありがとうございます。本日の議論では、環境省の意図しているところが伝わりにくいところがあったかなと思っておりまして、申し訳ございません。そもそもの経緯としまして、雑品スクラップというものを想定して、我々、今回、対策をさせていただき法改正を行ったところではあるのですが、先生方の得意分野ではあると思いますが、なかなか実態がわからない分野であるということが一番この話を難しくしている原因と思っています。そんな中で、我々としては、ある程度家電などリサイクル法のある分野では既に一定の実態に関する情報がありましたので、電気電子機器というものをまず想定して今回法改正をやらせていただいたと。家電や小電がベースになっているのはそういった背景がございます。

そういった状況ですので、まだわからないところが結構あると思っております。そういったところを明らかにしていきながら、対策を随時講じていくということが必要だと思っております。その対策を本検討会で、ご議論いただいているものでございます。

寺園先生も先程おっしゃっていましたが、今回、届出等の規制がかかることによって、わかってくることもあるということで、最初から一気に全部を明らかにして、一気に対策をするというのは正直難しいのではないかと考えております。ただ、その第一歩を踏み出すために、いや、でもこういったところはもう既に明らかなのだから、こういったものを対象に、こういった対策をしていくべきでしょう、というところをまずおまとめいただいて、場合によっては将来的な宿題になってくる—将来的にこういうところももっとより明らかにして行って、それを踏まえて対策していく必要があるのではないかと—というところも議論の中で出てくるのではないかと考えております。

そういったところも含めまして、この検討会では平らに、こういう実態があって、こういうことが必要なのではないかとということをご議論いただきまして、それを我々、受け取りまして、関係省庁や関係団体様とご相談をさせていただいて、当然、法技術的にできること、出来ないことが、出てくるかもしれないですが、そういったところは、そういうご相談及び政府内で一生懸命検討させていただいて書かせていただくということかなと思っておりますので、次回以降もそういった実態面から見て、こうすべきではないか、という

ところをご議論いただければと思っております。

最後に、1点、すごく細かい点で、次回以降のところでクラリファイしていただきたいなど思っている点は、業務用の機器の話です。エアコンなどの話は出ましたが、私の理解する限り、特定家庭用機器について、家電リサイクル法の定義上は、対象となる機器が小売店で販売されて、買い替え場合などであれば、事業からであっても家庭からであっても、家電リサイクル法の対象になってくるものだと思っております。むしろフロン排出抑制法で業務用冷凍空調機器というと、ビル全体で配管を張り巡らせるようなものが多いですが、今日のご議論の中で業務用と言われたときに、業務用に使われている家庭用のエアコンみたいなものを対象としているのか、大型の業務用の機器を対象としているのか、といったところは混乱がないように、また明確化してご議論いただければと思っております。また次回もよろしく願いいたします。

○寺園座長

その点については色々とお持ちだと思いますけれども、そこはみんなで次回の検討会までも、少しメールも含めて意見交換させていただいて、これはこれのことを言っているよねというような、その辺はできるだけ検討会、次回の前にも統一させていけたらなと思っております。

それでは時間が参りましたので、これにて閉会といたしたいと思っております。本日は皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(了)